

【訂正】

添付資料 3 - 3 「見積書の見本」 について

添付資料 3 - 3 では、第 3 号様式【1. 引越の安全や約款などコンプライアンスの遵守】の (4) について見積りの際、約款に基づいた明細の入った見積書を顧客に渡しているかを確認します。具体的には「標準引越運送約款」に規定された事項がどのように記載されているか等を確認するため、以下の条件で作成した見積書の見本の提出を求めます。右肩に『3 - 3』と記入し、第 3 号様式に添付してください。

※添付資料は A4 サイズに統一してください。

【以下の内容に基づき見積書を作成してください。】

※ここでは見積書のどこに必要な項目が書かれているかを確認します。運賃、料金等については、シミュレーションのため実際にはあり得ない金額を設定しています。

お客様名	四谷花子様 (4 人家族)	12:00
荷物の受取日時	2021 年 7 月 20 日 (火) 9:00	
荷物の引渡日時	2021 年 7 月 20 日 (火) 14:00	
出発地	〒 160-0023 東京都新宿区西新宿 1-6-1 電話番号: 090-1234-5678	
到着地	〒 160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5 電話番号: 090-1234-5678	
発地から着地までの距離	3 km	
使用車両	4 トン車 1 台 運賃 5,000 円 (届け出運賃: 4 時間制 3,000 円~5,000 円)	
作業員 (助手 1 名)	荷役作業員料 4,000 円 (届け出荷役作業員料: 4 時間当たり 3,000 円~5,000 円)	
エアコン脱着	1 台 (1,000 円)	
梱包資材	ダンボール (大 20 枚×50 円=1,000 円、中 20 枚×10 円=200 円、小 20 枚×5 円=100 円、ガムテープ 2 本×10 円=20 円、合計 1,320 円)	
養生費	500 円	
ダンボールへの梱包	お客様	
支払い方法	当日現金	
収受する解約手数料の額	運賃と料金の合計に対し、引越日の前々日で 20%、前日で 30%、当日で 50%以内の金額	

■ 注意 ■

- 荷物の受取は時刻まで必要です。(標準引越運送約款第 3 条第 2 項第三号)
- 解約手数料は前々日、前日、当日のそれぞれの金額の記載が必要です。(標準引越運送約款第 3 条第 2 項第六号) また、引越のキャンセル料は消費税の課税対象外です。
- 事業許可番号とは、第 1 号様式に記入した事業者番号 (12 桁の数字) ではありません。国土交通省から事業許可を受けたときの文書番号です。(例: 関自貨第〇〇号など) (標準引越運送約款第 3 条第 2 項第七号) 不明な場合は運輸支局にお問い合わせください。
- お客様と当店 (申請事業者) が行う作業内容を記載してください。(見積書に所定の欄があることが望ましいが、お客様と当社が行う内容を備考欄等に記入した場合も可とする。)(標準引越運送約款第 3 条第 2 項第八号)
- 実際に作業に当たるのはドライバーと助手の 2 名です。

記載内容をよく確認の上、提出してください。

申請に関する相談窓口を設けます。詳しくは、14 ページをご覧ください。